「21世紀COEプログラム」評価要項

平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日 21世紀COEプログラム委員会

研究拠点形成費等補助金(以下、「補助金」という。)により実施される「21世紀 COEプログラム」事業の中間・事後評価は、この評価要項により行うものとする。

1. 評価の目的

補助金による「21世紀COEプログラム」事業の効果的な実施を図り、その目的が十分達成されるよう、専門家や有識者により補助事業の進捗状況等を確認し、適切な助言を行うとともに、補助金の適正配分(重点的・効率的配分)に資することを目的とする。

21世紀COEプログラムは、我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を 学問分野毎に形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を 図るため、重点的な支援を行い、もって、国際競争力のある個性輝く大学づく りを推進することを目的とする。

2. 評価の時期

「21世紀COEプログラム」に採択された各研究教育拠点(以下、「各拠点」という)の補助事業について、2年経過後に中間評価、期間終了後に事後評価、必要に応じてフォローアップを実施する。

3. 評価委員

分野別審査・評価部会における評価委員の構成は、次のとおりとする。

- ① 各拠点の選定に係る審査状況、審査経過等を熟知している専門家や有識者
- ② 各拠点の選定に携わっていない者で、専門的観点から高い知見を有する専門家 や有識者

4. 評価の実施

補助事業の進捗状況等の評価を行うにあたり、当該評価の公正さ、信頼性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価項目、評価方法(評価資料、評価過程・手続等)を次のとおりとする。

(1)評価項目

- ① 運営状況 (中間評価)
 - ・学長を中心としたマネジメント体制の下、重点的な支援が行われているか
 - ・革新的な学術分野の開拓を目指す拠点形成の当初目的に沿って、計画は着実 に進展しているか
 - ・研究活動において、新たな学術的知見の創出や特筆すべきことがあったか
 - ・若手研究者が有為な人材として活躍できるような仕組みを措置し、機能しているか
 - ・拠点リーダーを中心として事業推進担当者相互の有機的な連携が保たれ、活 発な研究活動が展開される組織となっているか
 - ・国際競争力のある大学づくりに資するための取組みを行っているか
 - ・研究経費は効率的・効果的に使用されているか
 - ・国内外に向けて積極的な情報発信が行われているか

(事後評価)

- ・学長を中心としたマネジメント体制の下、重点的な支援が行われたか
- ・当初の拠点形成の目的は達成できたか
- ・研究活動において、新たな学術的知見等があったか
- ・若手研究者の育成効果があがっているか。また、それは、研究教育拠点形成 に寄与しているか
- ・国際競争力のある大学づくりに資することができたか
- ・補助事業終了後の発展を期待できるのか

② 留意事項への対応

(中間評価)

・「21世紀COEプログラム委員会」の審査結果による留意事項への対応を 適切に行っているか

(事後評価)

・「21世紀COEプログラム委員会」の審査結果・中間評価結果による留意 事項への対応を適切に行っているか

③ 今後の展望

(中間評価)

- ・今後、拠点形成を進める上で改善点を検討し、適切に対応しているか
- ・COEとして、研究を通じた人材育成の評価、国際的評価、国内の関連する 学会での評価、産学官連携の視点からの評価、社会貢献等が期待できるか
- ・拠点形成計画が当初目的の実現に向け着実に実施されており、革新的な学術 分野の開拓を通じて独創的、画期的な成果が期待できるか

(事後評価)

・補助事業終了後、大学として、世界的な研究教育拠点の形成に際し、継続的 な研究教育活動が実施できるような支援を考慮しているか

④ その他

(中間評価)

・学内外に対しどのようなインパクト等を与えたか

(事後評価)

・国際的拠点として特色を国内外に効果的に示すことができたか

(2)評価方法

21世紀COEプログラムの評価は、分野別審査・評価部会(各年度の評価対象部会は6.評価体制に記載)において書面・合議評価及びヒアリング・合議評価により実施される。(7.評価手順を参照)

各審査・評価部会は、評価の重複を避けるよう既に行われた審査・評価結果を活用し、評価目的や評価対象に応じた適切な方法により、中立・公平かつ効率的・効果的な評価を行う。

① 書面·合議評価

評価委員は、各拠点について次の評価資料により個別評価を行い、合議により評価を行う。

(中間評価)

- ・「21世紀COEプログラム」中間評価用調書
 - a) 進捗状況報告書(主な発表論文の抜刷を添付)
 - b) 拠点形成計画調書 等
- 審査結果表
- ・拠点形成計画調書(審査結果表に基づく修正版)

(事後評価)

- ・実績報告書(5年間まとめ)(主な発表論文の抜刷を添付)
- 審査結果表及び中間評価結果表
- ・拠点形成計画調書(審査結果表に基づく修正版)
- ・ 進捗状況報告書・拠点形成計画調書 (中間評価結果表に基づく修正版)

② ヒアリング・合議評価

各審査・評価部会において、評価委員は上記の評価資料等を基礎にした各拠点の説明に対し、個々の個別評価(書面評価)に基づきヒアリングを行い、その後合議評価をし、拠点形成(補助事業)の今後の進め方や助言等をまとめる。なお、ヒアリング・合議評価を行った上で、必要に応じ、a)学長同行の再ヒアリング、b)現地調査を実施する。

③ 評価の決定・了承

各審査・評価部会は各拠点の評価結果をまとめ、総合評価部会に報告する。 その報告を受け、総合評価部会は、各審査・評価部会等における各拠点の評価 結果について全体調整を行い、各拠点の評価結果を決定する。

なお、各審査・評価部会において当初目的の達成は困難であると判断された拠点については、調整部会が反論等の機会を設けて、当初目的の絞り込みによる計画の大幅な縮小又は中止の必要性等について評価を行う。

総合評価部会は、各拠点の評価結果を21世紀COEプログラム委員会に報告し、了承を得る。

5. その他

(1)評価の反映

21世紀COEプログラム委員会は、了承した各拠点の評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省が行う第4年次以降の補助金の適正配分(増額、減額又は廃止等)に資する。また、拠点形成の推進に向けて適切な助言を行うために、各拠点に対しこの評価結果を通知(開示)する。

(2)評価の公開等

- ① 評価に係る審議は非公開とし、その経過は他に漏らさない。
- ② 評価終了後、各拠点の中間・事後評価結果及び進捗状況等をホームページへの掲載等により公開する。

(3) 利害関係者の排除

各拠点と関わりのある次の者(利害関係者)は、評価を行わない。

- ① 大学院等の運営に関与している者(例:学長、副学長、研究科長)
- ② 各拠点のリーダー及び事業推進担当者
- ③ 各拠点のリーダーが所属する組織 (例:大学院研究科専攻等) の構成員
- ④ その他中立・公平に評価を行うことが困難と判断される者

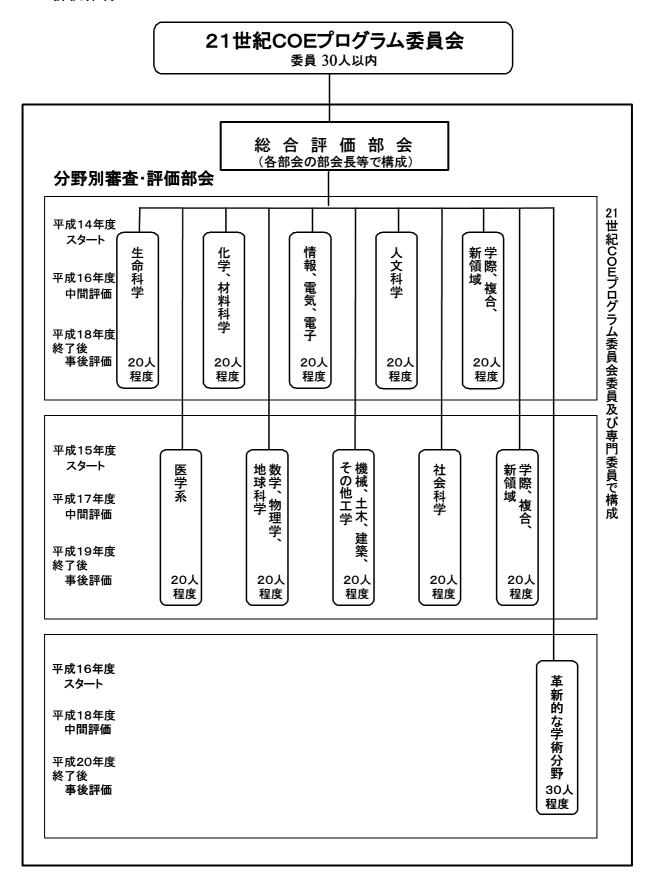
(4)フォローアップ

各審査・評価部会は、中間評価結果を受けての対応状況について、必要に応じ、 その状況を確認することができる。

(5) その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

6. 評価体制



7. 評価手順

